

農業委員会定例会 4月

1. 開催日時 令和3年4月20日 午後1時30分～

2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室

3. 欠席委員 2番委員、11番委員

4. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（知事処分）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請承認について
(知事処分)

議案第5号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

議案第6号 農業経営改善計画認定の審査について

5. その他

6. 会議の概要

事務局 定刻となりましたので、ただいまから定例会を開催したいと思います。
議事につきましては、会長に進行をお願いします。

議長 皆さんこんにちは。農林水産課の方で異動があつて、我々に関係するの
は、農地機構の [REDACTED] さんから [REDACTED] さんへの異動です。皆さんいろいろござ
いますがよろしくお願ひいたします。毎日、草が生えてきて農作業大変だ
と思います。まだ、コロナ禍の中でありいろいろと大変な時期でございますが、今日は定例会にお集まりいただきありがとうございます。それでは
早速でございますが会に移らせていただきます。
本日の議事録署名人ですが、6番委員、3番委員にお願いします。
それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番と2番
について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] さん所有の
[REDACTED] 畑 46 m² について
2番は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] さん所有の
[REDACTED] 畑 135 m² について
[REDACTED] の [REDACTED] が譲り受け、申請地では [REDACTED] を栽培す
る計画となっています。[REDACTED] の現在の経営規模は 171,651.29 m²
で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号
には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 今日、現地の確認をしました。[REDACTED] に上がる道のところで、（現状）雑
木林でした。[REDACTED] に確認したところ、この辺りを綺麗にしたいとい
う社長の意向があり、手始めに今回の場所を耕作するそうです。問題あり
ません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の3番について、

5番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。

【5番委員退席】

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の
[REDACTED]畠 564 m²について
[REDACTED]の[REDACTED]さんが譲り受け、申請地では[REDACTED]を栽培する計
画となっています。[REDACTED]さんの現在の経営規模は 26,620 m²で、5アールの
下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しな
いため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 この件について意見はありますか。

4番委員 先月（審議案件に）出たのが隣の畠になります。その続きのため問題あり
ません。

議長 他に意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

【5番委員着席】

5番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。

次に、議案第2号（農地法第4条の規定による許可申請）について、事務
局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号は、2月定例会において農業振興地域整備計画の一部変更（農
用地区域からの除外）で審議いただいた案件の転用申請です。
[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の
[REDACTED]畠 179 m²について
自己住宅を建築するための転用申請となっています。

■さんは、現在妻と2人で、自身が経営する会社の倉庫を賃借して住んでいますが、会社に返すこととなったため、会社に近い自己の所有地に住宅を建築することとしています。

転用に係る造成については、擁壁の設置はなく東側の1.0メートルの既存石積及びコンクリート擁壁を利用し、花崗土で0.1メートル盛土を行う計画となっています。また、雨水についてはため枠を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも西側隣接の町道側溝に排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものではなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

6番委員 横に家もあるので問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第3号（農地法第5条の規定による許可申請）の1番と議案第4号（農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請）について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号の1番は、2月定例会において農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分の変更）で審議いただいた案件の■を分筆しての転用申請です。

■在住の■さん所有の

■畳 987 m²について

■の■が、隣接する畠（■ 3,048 m²）の農舎に附帯する駐車場を拡張するための転用申請となっています。

■は現在、申請地南東に■を建築していますが、季節雇用を島内者中心とし、送迎からマイカー通勤への転換等により、同様に整備中の駐車場では不足が生じることとなったため、駐車場を追加整備するこ

ととし、農舎を構える農業用施設用地に隣接し自社の作業園地にも近く、駐車スペースが確保できる、[REDACTED] の代表取締役の父の所有地を申請地として選定しています。

転用に係る造成については、1.9 メートルまでの石積、法肩に根入合わせて 0.5 メートルの土留めコンクリート擁壁を設置し、約 2.0 メートルまでの切土を行い、建設発生土で約 1.0 メートルまで盛土を行うほか、勾配 1:1.5 以下とする法面に植生シートで保護をする計画となっています。また、雨水については石積みの天端・裾に水路を設置し、既存水路に排水する計画となっています。

申請地は第 2 種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等において特に問題となるものはありません。

議案第 4 号は、令和 2 年 6 月定例会において審議いただいた案件である

[REDACTED] 在住の [REDACTED] さん所有の

[REDACTED] 畑 3,048 m² について

[REDACTED] の [REDACTED] が、[REDACTED] 、[REDACTED] に休憩室、事務室等を備えた農舎を建築し、それに附帯して駐車場及び進入路を整備するための転用申請の許可後の事業計画変更申請となっています。

議案は変更後の事業計画を記載しています。

転用許可を受けた事業について、駐車場の拡張が必要となったため、先ほどの申請地である隣接する畠 ([REDACTED] 987 m²) を併せて駐車場として追加整備することに伴い、計画を変更することとしています。また、工事完了の時期も延長しています。

駐車場整備にかかる転用も、これによる [REDACTED] 等の事業計画変更についても、審査基準について、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1 番委員 はい、これも規模が大きいため駐車場が十分必要になります。問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第3号（農地法第5条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の
[REDACTED]畠 90 m²について
[REDACTED]の[REDACTED]さんが、隣接する宅地 ([REDACTED] 223.67 m²)と併せて住宅を建築し、車庫を設置するための転用申請となっています。

[REDACTED]さんは、現在妻と2人の子どもの4人で、賃貸アパートで暮らしていますが、子どもの成長により手狭になってきたことから、将来の子どもの教育環境を考え、自己住宅を建築することとしています。

転用に係る造成については、申請地は南側の既存石積を利用し、約0.35メートル切土を行い、南側に勾配1:0.26のコンクリート敷のスロープを設け、併せ利用地は西側の既存石積を利用するとともに南側と東側に約0.6メートルのコンクリート擁壁を設置し、整地のみを行う計画となっています。また、雨水についてはため枡を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも西側水路に排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 はい、ここは面積が小さく問題ありません。

事務局に質問ですが、ここは2、3ヶ月前に非農地証明願で（案件として）出てきた場所ですか。

事務局 はい、そうです。

職務代理 それなら、以前に非農地証明願で取り上げられた場所だと、一言説明があった方がいいです。今回の件は、純粋な転用なら問題ありませんが、（申請者が）非農地証明願が駄目なら宅地への転用で申請しようという考え方なら、農業委員会が軽んじられているように感じます。

事務局 補足説明ができておらず申し訳ありません。（申請地は）昨年11月に、非

農地証明願で申請があった土地で、その時、審議において差し戻しされ、非農地証明できないとなりました。それ以降は、そのままでしたが、今回行政書士から転用申請が上がってきました。

議長 本来ならば、この（転用の）申請を最初にすればよかったです、回りくどくなってしまいました。役場や農業委員会が軽んじられているような気がするので、申請を受ける際には十分気を付けてください。

事務局 因みに、非農地証明願は所有者から申請されており、今回は譲り受ける方から行政書士に頼んで申請が上がってきています。所有者側からは、その後一切何も連絡がありません。

議長 そのような経過です。この件について他に意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第5号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、■在住の■さん所有の
■田 625 m² と
■田 690 m² の計2筆1,315 m²について
■の■が、■さんから変更して引き続き
借り受けるものです。
申請地では、■を栽培する計画で、期間は5年間の賃貸借となっていま
す。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし
ているものと判断しています。

議長 地元委員さんは欠席です。この件について事務局の方で何か聞いています
か。

事務局 2番委員からは、更新であり、現地確認したところ問題ないと聞いていま
す。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第5号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番から4番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、■在住の■さん所有の
■ 田 1,159 m² について

3番は、■在住の■さん所有の
■ 田 745 m² について

4番は、■在住の■さん所有の
■ 田 370 m² について

■の■さんが、2番は再度借り受け、3番と4番は新たに借り受けるものです。

申請地では、■を栽培する計画で、期間は2番については3年1月間、3番と4番については3年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

5番委員 ■さんは去年から米を作っております、2番は更新で、3番と4番には重機が入って綺麗に準備しているので問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の5番について、5番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。

【5番委員退席】

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 5番は、■在住の■さん所有の
■ 田 674 m² について
■の■さんが、再度借り受けるものです。
申請地では、■を栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

【5番委員着席】

5番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。
続いて、議案第5号（農用地利用集積計画（利用権設定））の6番について、
事務局から説明をお願いします。

事務局 6番は、■在住の■さん所有の
■ 田 465 m² について
■の■さんが、新たに借り受けるものです。
申請地では、■を栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

5番委員 先月、（今回の申請地の）一つ下の■で■さんが■を作ると

議案が上がっていたと思いますが、今回、■さんが■を開墾して綺麗にしています。ここで■を作るということで問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第5号（農用地利用集積計画（利用権設定））の7番と9番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 7番は、■在住の■さん所有の
■ 田 1,540 m² について
9番は、■在住の■さん所有の
■ 田 433 m² と
■ 田 474 m² の計2筆907 m²について
■の■さんが、引き続き借り受けるものです。

申請地では、■を栽培する計画で、期間は3年間の使用貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

7番委員 はい、更新ですし、現在、田を引いて作付けをされています。問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第5号（農用地利用集積計画（利用権設定））の8番について、事務局から説明をお願いします。

事務局	8番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 田 416 m ² と [REDACTED] 田 270 m ² と [REDACTED] 田 861 m ² の計3筆1,547 m ² について [REDACTED] の [REDACTED]さんが、引き続き借り受けるものです。 申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は7年11月間の使用貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
8番委員	引き続き耕作されるので、特に問題ありません。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第5号（農用地利用集積計画（利用権設定））の10番と11番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	議案の説明の前に訂正をお願いします。11番の渡人が「[REDACTED] [REDACTED]」とありますが、「[REDACTED]」になります。 申請の時は、[REDACTED]さんで上がってきましたが、お亡くなりになって、同意の印は[REDACTED]さんにいただいているので訂正の程お願いします。 10番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 畑 520 m ² 、こちら[REDACTED]の 一部について 11番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 畑 597 m ² と [REDACTED] 畑 41 m ² と [REDACTED] 畑 16 m ² の計3筆654 m ² について [REDACTED] の [REDACTED]さんが再度、10番については面積を減少して借り受けるものです。

申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員は私ですが、(申請地の)場所は、[REDACTED]から[REDACTED]を突き当たつて行ったら[REDACTED]でその道中にあります。私のところの隣の圃場で、綺麗に作っているので問題ありません。
この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第5号(農用地利用集積計画(利用権設定))の12番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 12番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の
[REDACTED]畳 1,251m²について
(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[REDACTED]の[REDACTED]さんに貸し付けるものです。
申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 はい、新規とありますが、たぶん農地機構を介しての更新だと思います。
[REDACTED]も植わっているので問題ありません。

議長 [REDACTED]さんが耕作していましたが、耕作できないので[REDACTED]さんに貸すそうです。この契約については新規にあたります。[REDACTED]さんは[REDACTED]に住んでいますか。

事務局 まだ住んでないと思います。家を修繕しているようです。

議長 そうですか。この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第5号（農用地利用集積計画（利用権設定））の13番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 13番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の
[REDACTED] 畑 1,112 m² と
[REDACTED] 畑 2,200 m² の計2筆3,312 m²について
(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[REDACTED]の[REDACTED]さんに貸し付けるものです。
申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となって
います。
本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし
ているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 はい、ここも[REDACTED]が植わっているので問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第5号（農用地利用集積計画（利用権設定））の14番から16番について、私の関係する案件になりますので議長を一時、職務代理にお預けして退席させていただきます。職務代理さんよろしくお願いします。

【会長退席】

職務代理 会長の案件の審議となりますので一時議長を務めさせていただきます。よ

ろしくお願ひします。

それでは、本件は関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局	14番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 畑 208 m ² と [REDACTED] 畑 325 m ² と [REDACTED] 畑 953 m ² と [REDACTED] 畑 342 m ² の計4筆1,828 m ² について
	15番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 畑 1,014 m ² と [REDACTED] 畑 592 m ² と [REDACTED] 畑 677 m ² の計3筆2,283 m ² について
	16番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 畑 529 m ² と [REDACTED] 田 612 m ² と [REDACTED] 畑 506 m ² の計3筆1,647 m ² について
	(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[REDACTED]の[REDACTED]に貸し付けるものです。
	申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
	本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
職務代理	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
6番委員	農地機構を通しているため新規とありますが、実際は更新のため問題ありません。
職務代理	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
職務代理	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

【会長着席】

会長、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。
議長の方を会長にお返しします。

議長 続いて、議案第5号（農用地利用集積計画（利用権設定））の17番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 17番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の
[REDACTED]畠 769m²について
(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[REDACTED]の[REDACTED]さんに貸し付けるものです。
申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

6番委員 はい、これも農地機構を通しているため新規とありますが、実際は更新のため問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第6号（農業経営改善計画認定の審査）について、私の関係する案件になりますので議長を一時、職務代理にお預けして退席させていただきます。職務代理さんよろしくお願ひします。

【会長退席】

- 職務代理 (認定申請は) 何回目になりますか。
- 事務局 3回目です。
- 職務代理 ということであれば問題ないでしょう。一点気になるのですが、代表者が会長から娘婿の■さんに変わっているので、審議に会長が入ってはいけないのでしょうか。
- 9番委員 もしかしたら、代表権が残っているのかもしれません。
- 職務代理 3度目ですし、ご異議がないようでございますので、当委員会では承認するものとします。
- 【会長着席】
- 会長、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。
議長の方を会長にお返しします。
後、一点質問なのですが、会社の代表権は会長に残っていたりしますか。
- 議長 会社の代表権ですが、今期から全て下りています。■氏という娘婿に全て譲っています。後は株だけが少し残っていますが、それもあと少しで終わります。はつきり言えば一社員というかアルバイターです。会社との直接の関係はなくなります。私もこの場にいてもよいのかなと思いました。質問されたらお答えすることもできます。ただ、関連するので今回は席を外しておりました。
議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。
それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。
- 職務代理 お疲れ様でした。コロナが騒がれていて、収束すると思ったら、今度は第4波が来ているようです。来週後半から連休に入りますが、今回のコロナで、大阪や近畿圏の患者が大変増えているようです。小豆島と近畿圏は大変密接な関係にありますので、たくさん観光客が来ると思います。小豆島でコロナに感染しないようにしていただきたいです。本日はありがとうございました。

これで定例会を閉会とします。

閉会 午後2時17分

議長 会長

議事録署名人 3番

議事録署名人 6番